

# 青森県報

第九十一号

令和元年  
十二月二日  
(月曜日)

青森県規則第二十号

青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則  
青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)の一  
部を次のように改正する。

## 目 次

## 規、則

- 青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (障害福祉課) : -

## 告 示

- 保安林皆伐許容面積の限度 (林政課) : -

- 漁船保険付保義務の発生 (水産振興課) : 四

- 道路の区域の変更 (道路課) : 四

- 道路の供用の開始 (同) : 五

## 公 告

- 建設業者の許可の取消し (同) : 五

- 右 (同) : 五

## 監査委員

- 監査結果に対する措置の公表 (事務局) : 六

## 規 則

## 告 示

青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、令和元年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

青森県告示第四百六十六号

東青地域	
県民局	五
(同)	五

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

に改める。

新居住地	
新	新
新	新
新	新

新居住地	
新	新
新	新
新	新

に改める。

新居住地	
新	新
新	新
新	新

を

令和元年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単位区域又は森林の集団の所在単

中村川～ 笹内川

岩木川下流

岩木川上流

平川

浅瀬石川

今別川～蟹田川

青森地区

下北東部

下北西部

上北地区

七戸川

馬淵川下流

奥入瀬川

新井田川

中村川～ 笹内川

土砂流出防備保安林

一五六・七二

保 安 林 種

水源かん養保安林

一、三五六・〇七

四七四・八一

一、〇〇五・四六

三九七・六八

四〇五・六二

一、〇一〇・一一

七二九・九四

一、一二六・二六

八六四・三六

一四一・二八

五五七・三七

三四四・四九

八七九・一五

一三八・八二

皆伐許容面積限度  
(ヘクタール)岩木川下流 二八四・四八  
一〇・七〇

岩木川上流

平川

浅瀬石川

今別川～蟹田川

青森地区

下北東部

下北西部

上北地区

七戸川

奥入瀬川

馬淵川下流

新井田川

つがる市

五所川原市

下北郡東通村

岩木川下流

平川

浅瀬石川

今別川～蟹田川

青森地区

下北東部

下北西部

上北地区

七戸川

奥入瀬川

馬淵川下流

新井田川

つがる市

五所川原市

下北郡東通村

岩木川下流

平川

浅瀬石川

今別川～蟹田川

青森地区

下北東部

下北西部

上北地区

七戸川

奥入瀬川

馬淵川下流

新井田川

つがる市

五所川原市

下北郡東通村

岩木川下流

平川

浅瀬石川

今別川～蟹田川

青森地区

下北東部

下北西部

上北地区

七戸川

奥入瀬川

馬淵川下流

新井田川

つがる市

五所川原市

下北郡東通村

岩木川下流

平川

浅瀬石川

今別川～蟹田川

青森地区

下北東部

下北西部

上北地区

七戸川

奥入瀬川

馬淵川下流

新井田川

つがる市

五所川原市

下北郡東通村

岩木川下流

平川

浅瀬石川

今別川～蟹田川

青森地区

下北東部

下北西部

上北地区

七戸川

奥入瀬川

馬淵川下流

新井田川

つがる市

五所川原市

下北郡東通村

上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	弘前市	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	防風保安林	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	下北郡大間町	
タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ
○・五〇	四・一〇	一三・七八	○・二六	○・〇二	三・二六	一五・一四	一二八・八九	二・八四	三・八二	一・六〇	四・七〇	二四・八六	二一・三八	九・七二	六・一六	○・三〇

上北郡七戸町	上北郡東北町	上北郡六ヶ所村	上北郡大間町	下北郡野辺地町	むつ市	東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	上北郡六ヶ所村	
タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ
二・九六	二・九六	四八・二八	○・九八	三・六〇	三・一〇	一〇六・〇二	一・七四	〇・〇八	二・四〇	〇・〇四	四・三〇	〇・四八	〇・九六	八・三六	三五・〇六	

番号	図面	種道 路類の 路線名	県 道	水喰上北 町 停車場線
1				上北郡東北町字日影林ノ上山八七三の一四から 上北郡東北町字乙越一三四の一まで

## 変更の区間

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百十二条第一項の規定による同意があったと認めたので、同法第一百十二条の二第三項の規定により公示する。

## 青森県告示第四百六十七号

南部地区	津軽地区	保健保安林	一五九・一四	九三・六四	八・六二	九・三二	二・二八	一・〇〇	三・二四	一・五二
------	------	-------	--------	-------	------	------	------	------	------	------

## 青森県告示第四百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から令和二年一月一日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

後	後	前	前	前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
八一・四〇メートルから	二九五・一〇メートルから	一四・五〇メートルから	二九・五〇メートルから	一四・五〇メートルから	一、八九四・〇〇メートル	二、一四八・七二メートル	
二、一四八・七二メートル							

令和元年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

東津軽郡外ヶ浜町字蟹田一三三の四	東津軽郡外ヶ浜町字平館今津才の神七一の一五	宮本 宏	外ヶ浜
廣海 幸光			

## 青森県告示第四百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和二年一月一日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用期日
県道水喰上北町停車場線	上北郡東北町字日影林ノ上山八七三の一四から上北郡東北町字日影林ノ上山八五七の四まで	令和元年三・三
上北郡東北町字和山平二二の一から上北郡東北町字和山平二二の二まで		
上北郡東北町字往来ノ下三〇の一まで		
上北郡東北町字乙越三の二から上北郡東北町字乙越三の二まで		
上北郡東北町字鳥口平一の二一一まで		

る。

令和元年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社アサヒケン  
二 代表者の氏名 篠崎由雄

三 主たる営業所の所在地 青森市大字石江字岡部七六の一  
四 許可番号 青森県知事許可（般一ニ六）第六六七一号

五 取消年月日 令和元年十月七日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

令和元年九月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

後	前
一四・一〇メートルから 七三・五〇メートルまで	一〇・二〇メートルから 一六五・四〇メートル

五 取消年月日 令和元年十月九日

## 解体工事業に係る一般建設業の許可

## 七 取消しの原因となつた事実

令和元年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

監查委員

#### 監査結果に対する措置の公表

令和元年9月17日付け青森県報号外第46号で公表した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事、青森県教育委員会教育長及び青森県公安委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和元年12月2日

監査箇所名	監査結果	措置の内容
財政課	法令等を遵守し、内部統制の確立を図る必要がある。	課内職員に法令等の遵守について周知を図り、内部のチェック体制を強化した。
人事課	歳入の年度区分について適切でないものがある。	歳入の年度区分の適切な処理について、内部のチェック体制を強化した。
	職員手当等において誤っているものがある。	退職手当の計算様式による分認方針の改善等を行い、支給実績一覧表による分認方針を構築した。

青森県東京事務所	職員に周知を図り、再発防止に努めることがある。	収入未済の解消に努めること。	県税の収入未済額について整理対象を確定した後、これまで総合的な県税管理制度として、主に領収書と協力して税金を未収とする。また、支払部の取扱いを実施した。今後も切磋琢磨を行って、財産を売却する場合、支払部の取扱いを実施する。 定期経理及び監督者の担当による事業の支出に及び支払と理統により再発防止を行った。
東青地域県民局地域連携部	収入未済の解消に努めること。	収入未済の解消に努めること。	今後とも債権管理を適切に行いく。 収入未済の解消に努めること。
環境保全課	収入未済の解消に努めること。	収入未済の解消に努めること。	今後とも債権管理を適切に行いく。 収入未済の解消に努めること。
自然保護課	報償費及び旅費において、支払手続が遅延しているものがある。	報償費及び旅費において、支払手続が遅延しているものがある。	職員に対しても、遅延した処理に、内容の周知を行なうとともに、強化を図り、再発防止に努めた。



青森県立中央病院

支払手続が適正でないものがある。	支払に係る関係規程等を職員に改めて周知徹底する。とともに、内部審査体制を強化する。これにより、再発防止に努める。
過年度医業未収金の解消に努めること。	文書や電話での催促のほか、訪問徴収専門職員による計画的な訪問徴収や支払督促の申立てなどの未収金回収に取り組みつつ、未納者者が支払計画についても強化相談しやすやすい仕組みづくりなど未収金の圧縮に努める。
医業費用において、支払手続が僵たるものがある。	支払に係る関係規程等を職員に改めて周知徹底する。とともに、内部審査体制を強化する。これにより、再発防止に努める。
過年度医業未収金の解消に努めること。	文書や電話、あるいは面談にて、支払手続が僵たるものがある。支払に係る関係規程等を職員に改めて周知徹底する。とともに、内部審査体制を強化する。
青森県立つくしが丘病院	青森県立つくしが丘病院
過年度医業未収金の解消に努めること。	急性期治療病棟などによる費用や、材料費、運営経費による減額を、より累積欠損金の縮減に努める。
当年度は、113,317,949円の純利益を累計上したものの、積欠損金が150,063円となり、その解消に努めること。	収入未済の解消に努めること。
職員福利課	青森県むつ警察署
法令等を遵守し、図内部統制の確立を図める必要がある。	職員において、調査が誤りがないよう職員相互のチェック体制を強化することとした。
歳入の調定及び年度区分が適正でないものがある。	歳入の調定及び年度区分のは正措置を進める。他に同じ事案がないことを確認した。今後は内部チェック体制を強化により、再発防止に努める。
下北教育事務所	支払手続が適正でないものがある。
報償費及び旅費において、支払手続が	支払事務や事業内容の情報共有化を図り、スケジュール管理監督者を含めた複数人のチェック体制を強化する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目 青森 县	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町二丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週四・水・金曜日発行
計画表を作成することにより、	定期小口一枚に付印	十五日七十九銭